



# 動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260-0017 千葉市中央区要町2番8号(DC会館)  
電話 (鉄電) 千葉2935・2939番  
(公) 043(222)7207番  
FAX 043(224)7197番  
2000.12.25 No. 5244

## 配転攻撃はね返し、津田沼支部大会開催

二月一六日、一四時から、DC会館において、第二回津田沼支部定期大会が開催され、検修・構内外注化阻止とJR総連解体―組織拡大に向けて全力で闘いぬく方針を確立した。

大会は、杉本君を議長に選出して進められ、まずあいさつに立った相馬支部長から「この一年間、書記長二人の強制配転などがあり、大変な一年だったが組合員の団結で闘いぬいてきた。JR九州労の組織崩壊などJR総連内の分裂という情勢が生まれてきている。新しい津田沼支部を作り出すためにこれからの一年間組織拡大に全力を挙げよう」と力強いあいさつが行われた。

続いて、来賓として本部・中野委員長から、JR東日本の新たな一万人合理化攻撃と闘いぬくためにJR総連解体―組織拡大を全力で闘いぬき、二〇〇一年を反撃を開始する年にしようとのあいさつを受けた。

その後、執行部から経過報告、会計報告、二〇〇〇年度運動方針案、予算案の提起が行われ、質疑に入った。

### 質疑で出された意見

- ◆ 訓練で毎月「現車」が行われるが、これは若い運転士が車両を触っていないことの矛盾だ。規程を主に行うべきだ。
- ◆ この間津田沼では本人の意志を無視した異動が行われているが、異動の基準をバラバラだ。基準を設けるべきだ。
- ◆ 新形式車両の大修に使う工具が揃っていないためモーターが真つすぐ入らない。また、訓練をやっていない者に作業を行わせるなど問題だ。
- ◆ 乗務員の年休が取れない状況

があるのでは、要員を回してもらいたい。  
◆ 自動出区点検になった場合の準備時間はどうなるのか。  
◆ 中野1・2番の入換について、運転士三年未満は指導員が付くが、それ以外は付かないなど問題がある。  
◆ 年度末合理化により検修及び事務要員が削減されるが、どうなるのか。  
◆ 質疑終了後方針、予算などが採択され、次に二〇〇〇年度新役員を選出し、最後に「二〇〇年にわたる闘いで築きあげた全成果・強固な団結を軸に、津田沼支部は最先頭で闘いぬく」との大会宣言を採択し、相馬支部長の団結ガンバロー三唱で津田沼支部第二五回定期大会は成功裡に終了した。

### 【二〇〇〇年度新役員】

支部長	相馬正利	運転士
副	三代川学	事務主
書記長	山田邦夫	運転士
執行類	山田紀光 小守芳秋 青山浩	運転士 車・技 運転士
会計監	徳田精孝 中台高行	運転士 事務



## こんな回答では納得できない！ 諸手当の抜本的な改善を

動労総連合はこの間、乗務員や検修関係の特殊勤務手当、技能手当、職務手当の改善、DL工臨担当等、二車種以上に乗務したり、検修作業を行う場合加給等を求めてJR東日本と諸手当の改善に関する団体交渉を進めてきた。

これに対しJR東日本は12月20日に回答を行ったが、その内容は、われわれが求めてきたこととは大きくかけ離れたものであった。  
回答は別紙のとおりだが、乗務員関係では指導員、交番担当に対する職務手当を五〇〇円増やすのと、SL乗務の場合の時間額の加給のみである。また特殊勤務手当では、交替制勤務手当を「深夜早朝勤務手当」に名称変更して一部引き上げているがそれも一勤務あたり50円〜80円という微々たるものだ。あとは駅長や区長、助役、研修センターや輸送指令員を対象としたもの等である。  
われわれは組合要求に基づく諸手当の抜本的な改善を強く要求する！

### JR東日本 12/20回答

- 1 職務手当
- 研修センターに勤務する者のうち、
    - 講師の業務を行う者で、特に指定された者 月額 22,000円
    - 講師の業務を行う者で、①以外の者 月額 18,000円
  - 駅長、区長、所長、助役、支区長及び支所長のうち、
    - 特に指定された者 月額 34,000円
    - ①以外の者で、特に指定された者 月額 29,000円
    - ①及び②以外の者で、指定された者 月額 24,000円
    - ①、②及び③以外の者 月額 21,000円
  - 乗務員
    - 乗務員の技術指導を行う者として特に指定された者 月額 8,500円
    - 乗務員の交番担当として特に指定された者 月額 8,500円
  - 新設
    - 輸送指令（運用指令を含む。）の業務を行う主席、課員のうち、
      - 特に指定された者 月額 8,000円
      - A以外の者で、指定された者 月額 5,000円
    - 自動車乗務員の交番担当として特に指定された者 月額 5,000円
    - びゅうプラザの店長に指定された者 月額 5,000円
    - ②及び③に該当する者の加算
      - 9等級の者 月額 2,000円
      - 8等級の者 月額 1,500円
      - 7等級の者 月額 1,000円
  - JR東京総合病院高等看護学園に勤務する看護婦・士のうち、
    - 講師の業務を行う者で、特に指定された者 月額 22,000円
    - 講師の業務を行う者で、①以外の者 月額 18,000円
  - 副看護部長、医療技師長、看護婦長、看護士長及び副医療技師長のうち、
    - 特に指定された者 月額 40,000円

(ウラにつく) 大失業と戦争の時代に通用する新しい世代の動労千葉を創りあげよう！

- ② ①以外の者で、特に指定された者 月額 35,000 円
- ③ ①及び②以外の者で、特に指定された者 月額 30,000 円
- ④ ①、②及び③以外の者で、指定された者 月額 25,000 円
- ⑤ ①、②、③及び④以外の者 月額 20,000 円

2 技能手当

支給額

- (1) 衛生管理者 月額 2,500 円
- (2) 危険物保安監督者 月額 2,500 円
- (3) 第二種電気主任技術者 月額 2,000 円
- (4) 第二級陸上無線技術士 月額 2,000 円
- (5) 作業環境測定士 月額 2,500 円
- (6) 放射線取扱主任者 月額 3,000 円

3 特殊勤務手当

(1) 工場等特殊作業手当

- ① 支給範囲 車両製作所を追加
- ② 支給額 1時間につき 200 円

(2) 交代制等勤務手当

- ① 名称変更  
深夜早朝勤務手当
- ② 支給額

番号	深夜帯	拘束時間	始終業時刻	施設・電 気関係等 の屋外作 業	操車、誘 導、燃料、 構内、踏 切業務	その他の 業務
(1)	労働時間が深 夜帯に4時間 以上ある場合			円 2,100	円 1,650	円 1,350
(2)	拘束時間が深 夜帯を全て含 む場合			1,680	1,430	1,180
(3)	拘束時間が深 夜帯の一部に かかる場合			1,250	1,050	850
(4)		拘束時間が11 時間以上ある 場合		900	700	600
(5)		拘束時間が8 時間以上ある	5時を過ぎ7時 30分(7時30分 始業を含む。)ま での間又は18時 30分(18時30分 終業は含まない。 )を過ぎ22 時までの間にある 場合	700	550	450

(注1) 番号5は、拘束時間及び始終業時刻の両方の要件を満たすことが必要となる。

(注2) 「労働時間」とは、拘束時間から休憩時間を除いた時間をいう。

(注3) 「拘束時間」とは、始業時刻から終業時刻までの時間をいう。

(3) 夜間看護手当

支給額

- ① 深夜帯を3時間以上含む場合 1回あたり 4,300 円
- ② 深夜帯を全て含む場合 1回あたり 4,500 円

(4) 乗務員手当の時間額

新設

時間額のSL加給

蒸気機関車の運転操縦業務に従事する場合の時間額は、基礎額に本線乗務につ  
ては150円、入換乗務については50円をそれぞれ加える。

(5) 特殊溶接作業手当

支給額

- ① 保線区所等に勤務する社員の作業 1時間につき 180 円
- ② 車両製作所に勤務する社員の作業 1時間につき 130 円

4 実施期日

平成13年1月1日から実施する。ただし、職務手当の輸送指令、自動車乗務員の交  
番担当及びびゅうプラザの店長並びに特殊勤務手当の乗務員手当の改定については、平  
成13年4月1日から実施する。